

2019年1月17日

各位

会社名 モリト株式会社
 代表者名 代表取締役社長 一坪 隆紀
 (コード番号：9837 東証第一部)
 本社所在地 大阪市中央区南本町4丁目2番4号
 問い合わせ先 取締役常務執行役員
 管理本部長 小島 賢司
 (電話番号：06-6252-3551)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年1月11日開催の取締役会において、定款の一部変更を2019年2月27日開催予定の第81回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は2019年6月1日をもって持株会社に移行する予定であります。また、当社は物流業務を強化し、子会社を含めた今後の事業展開および事業内容の多様化に対応する予定であります。これに伴い、事業目的を変更するため、現行定款の第2条(目的)について所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は持株会社へ移行する準備を行うことおよびガバナンスのさらなる充実を図ることを目的として、現行定款の第19条(員数)について、取締役の員数の上限を7名から8名に増員するものであります。
- (3) 現行定款の第32条(補欠監査役の予選の効力)について、会社法の改正により条項が変更になった箇所を現行の会社法に併せて変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～12. (条文省略) <u>(新設)</u> 13. 前各号に関連する一切の業務。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、 <u>ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該子会社の事業活動を支配、管理ならびにそれに付随する業務を行うことを</u> 目的とする。 1. ～12. (現行どおり) 13. <u>倉庫業。</u> 14. <u>前各号に関連する一切の業務。</u>

<p>(員数) 第 19 条 当社の取締役は<u>7</u>名以内とする。</p>	<p>(員数) 第 19 条 当社の取締役は<u>8</u>名以内とする。</p>
<p>(補欠監査役の予選の効力) 第 32 条 会社法第 329 条第<u>2</u>項に基づき選任された補欠監査役の予選の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(補欠監査役の予選の効力) 第 32 条 会社法第 329 条第<u>3</u>項に基づき選任された補欠監査役の予選の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

3. 変更の日程

効力発生日

2019 年 2 月 27 日

以 上